

令和８年度（２０２６年度）熊本県教職員に係る財産形成貯蓄募集要領

１ 財産形成貯蓄（以下「財形」という。）募集期間

令和８年（２０２６年）８月３日（月）から令和８年（２０２６年）８月２１日（金）までとする。

２ 加入資格者

熊本県教職員で、電子計算組織により給与計算を行っている職員に限る。（臨時的採用職員を除く。）

ただし、年金財形及び住宅財形においては、上記の職員で令和８年（２０２６年）４月１日現在５４歳未満の者に限る。

３ 取扱（指定）金融機関等

別表のとおり

４ 預入（積立）の額

一口１，０００円とし、その整数倍とする。

５ 加入契約数

（１）一般財形

１人２契約まで。

ただし、１金融機関につき、１契約とする。

（２）年金財形

１人１契約のみ。

（３）住宅財形

１人１契約のみ。

６ 預入等の方法

毎月の給与（６月及び１２月の期末勤勉手当からも可能。）から定額控除して、県から金融機関に払い込む。

７ 給与からの控除開始

令和８年（２０２６年）１０月の給与から控除（預入）を開始する。

8 申込（契約）の方法

申込みに必要な次の書類を、契約しようとする金融機関を経由して、教育政策課に提出する。

①財産形成貯蓄天引預入依頼書

②財産形成非課税貯蓄申告書

9 非課税限度額

財形には、年金財形と住宅財形を合わせて元利550万円まで利子非課税という税制上の優遇措置があり、それぞれに設定した非課税額の枠を超えることができない。

10 預入（積立）等の期間

（1）一般財形：3年以上

（2）年金財形：5年以上

（3）住宅財形：5年以上

11 契約証の交付及び残高の通知

契約証は、最初の預入時に金融機関から貯蓄者に対して交付する。

貯蓄残高は、金融機関から貯蓄者に対して通知する。